

平成 12 年 2 月 7 日

土木事務所建築課（係）長様

建築住宅課建築審査係

携帯電話の通信基地局の通信機器収納キュービクルの取扱いについて

携帯電話の通信基地局の通信機器収納キュービクルについては、従前どおり下記のとおり取扱いますので、ご留意願います。なお、建築物の構造により、38 条の認定が必要と思われるものもあるようですので、ご留意願います。（別図参照）

記

原則として、内部の機器の維持管理等のために人が入りメンテナンス等を行うものは、建築物として扱う。

※ 別図添付省略